度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$U_{14}$ ＝ 0.047

$U_{15}$ ＝ 0.046
$U_{16}$ ＝ 0.045
$U_{17}$ ＝ 0.047
$U_{18}$ ＝ 0.046
$U_{19}$ ＝ 0.046
$U_{20}$ ＝ 0.046
$U_{21}$ ＝ 0.045
$U_{22}$ ＝ 0.045
$U_{23}$ ＝ 0.027
$U_{24}$ ＝ 0.026
$U_{25}$ ＝ 0.026
$U_{26}$ ＝ 0.005

$U_{27}$ ＝ 0.002
$U_{28}$ ＝ 0.0025

$V_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林研究・整備機構、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る都道府県の負担金（平成 15 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項

度から平成 27 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 11 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度から平成 27 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 11 年度から平成 27 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）並びに地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額に相当する額（平成 14 年度から平成 27 年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$U_{13}$ ＝ 0.027
$U_{14}$ ＝ 0.043

$U_{15}$ ＝ 0.046
$U_{16}$ ＝ 0.045
$U_{17}$ ＝ 0.047
$U_{18}$ ＝ 0.046
$U_{19}$ ＝ 0.046
$U_{20}$ ＝ 0.046
$U_{21}$ ＝ 0.045
$U_{22}$ ＝ 0.045
$U_{23}$ ＝ 0.027
$U_{24}$ ＝ 0.026
$U_{25}$ ＝ 0.006
$U_{26}$ ＝ 0.005

$U_{27}$ ＝ 0.002

$V_n$　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た国立研究開発法人森林総合研究所、旧緑資源機構、旧緑資源公団及び旧農用地整備公団の業務における都道府県の負担金（旧農用地整備公団法施行令第 14 条第 2 項に規定する方法により支払われるものに限る。）及び独立行政法人水資源機構の業務に係る都道府県の負担金（平成 15 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項